

学校現場を預かる校長としては、団塊世代の大量退職期を迎え、新規採用教員の大量採用が続くなかで、教員免許更新制の講習で得た成果を教育現場で發揮することを大いに期待しているところである。

今、学校では、少子化による生徒数の減少や家庭・地域の教育力の低下など、教育をめぐる環境が大きく変化するなかで、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の向上、社会性や規範意識の涵養、いじめや不登校生徒への対応など喫緊に取り組まなければならぬ課題が山積している。

教育を取り巻く諸課題を解決するためには、各学校の教職員が一丸となって、「学校力」や「教師力」を高めるとともに、教育専門家である教師が「教育のプロ」として、さらに一層自己研鑽に努める必要がある。

社会の急激な変化への対応や子どもの状況の変化、そして、保護者・地域からの要請が多様化・高度化するなかで、教師の資質能力の向上は、今後ますます重要になってきている。

講習は、従来の研修と異なり年齢を問わず一斉に行うところに大きな特徴がある。免許更新制は、教員の経験・知識・技能などの程度にかかわらず、その時々の教員として最低限必要な資質能力が更新され、引き続き自信と誇りをもって教壇に立つことが認められるという、いわゆる公教育を適切に実施する教員に授与される資格である。従って、失効するという場合もあり得る。

一方、現在、既に実施されている教職経験・職能に応じた研修、専門研修、長期派遣研修、社会体験研修等の研修は、教員個々のもつている経験・知識・技能などに応じた資質能力の向上を図ることを目的としている。

研修は、更新制の十年ごとの免許更新と異なり、不斷に教員としての指導力の向上を目指すものであり、教員一人ひとりの専

門性を高めていく制度である。教員免許更新制と研修は、本質的に異なっている。

各学校の校長は、更新制の対象教員だけでなく、全教員に更新制の内容と研修の違いを説明し、その特徴について周知徹底を図る必要がある。

現在、教師の仕事はこれまで以上に複雑多岐にわたっており、学習指導、生活指導などの指導力はもちろんのこと、それ以外の課題対応能力や課題解決能力も十分身に付けていなければならない。

学校現場の校長にとって、教員免許更新制が実施されることにより、教員が教育の専門職として最新の知識技能を確実に身に付けて、さらに実践的指導力と人間力を高めてほしいと強く願っている。また、学校での教育実践と講習で得た最新情報等の理論を統合・発展させる絶好の機会でもあるので、十分研鑽を深めて自校の教育活動に生かすことを期待している。

教員免許更新制が、間もなく開始されるが、準備期間が必ずしも十分とは言い難い

# 教員免許更新制への中学校の対応と研修

◎  
全日本中学校長会長  
東京都港区立御成門中学校長

**壇内 明**

## 一 教育新時代と教員免許更新制導入を迎えて

教育の新時代を迎えていた。新学習指導要領の移行措置が全国の学校で始まり実践の火蓋が切られるとともに、今年から教員免許更新制が実施される。

今、学校では、少子化による生徒数の減

## 二 教員免許更新制の内容と必要性

教育の大転換期の今日、学校は教育改革の確実な推進と当面する教育諸課題の解決を図るために、教育の最前線を担う教育者としての高度な実践力と応用力を備えた教員を幅広く養成していくことが急務になってしまっている。

## 三 教員免許更新講習と研修

門性を高めていく制度である。教員免許更新制と研修は、本質的に異なる。

各学校の校長は、更新制の対象教員だけでなく、全教員に更新制の内容と研修の違いを説明し、その特徴について周知徹底を図る必要がある。

## 四 教員免許更新制への期待と課題

ことから実施上の課題や学校現場からみた課題もあると考えている。

課題としては、①各大学等の開設機関が約十万人の受講対象者のニーズに応じられるのか、講習内容が教育現場の実態を踏まえているか、講座のテーマと講習内容が一致しているか、②現在実施している十年経験者研修とどう整合性を図っていくのか、現職研修の見直しと体系化を図る必要がないのか、③受講料、宿泊費、交通費、教材等の受講対象者の経済的な負担をどうするのか、④遠隔地の受講対象者の負担軽減策や受講の方法はどうあるべきか、⑤信頼できる客観的な評定ができるのか否か、⑥部活動や長期休業中の行事などをかかえ、更新講習への参加がスムーズにできる学校体制をどうつくるのかの条件整備の問題、などの解決すべき案件が考えられる。

これまで、教員の資質能力は、自己研鑽と専門的知識・技能に関する研修、教職経験に応じた研修などの現職研修で実践的指導力を磨くことで向上が図ってきた。

今年から実施される教員免許更新制は、その時々で必要な資質能力に刷新（リニューアル）することを目的としており、教員が、社会構造や急激な変化や学校および教員に対する期待等に対応して、今後も専門職としての教員であり続けるために、最新の知識・技能を身に付けることに大きな意義がある。その上で、教員が自信と誇りをもつて教壇に立ち、社会の尊敬と信頼をより強固にして、我が国の教育水準の維持・向上を図る極めて重要な制度である。

講習内容は、①全教員が必ず受講する「教育の最新事情に関する事項（十二時間以上）」、②学校種、教科種に応じた内容を受講する「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（十八時間以上）」となっており、期間は二年間である。更新講習の対象者は、おおむね三十五歳、四十五歳、五十五歳の年齢層である。講習の開設は、長期休業期間中や土日での開講を基本としている。